

社会教育委員の手引き

～ 人づくり・地域づくりを目指して ～



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和4年4月

改訂 第8版

山梨県教育委員会

目次



I	社会教育委員の現状	1
II	社会教育委員の心得 <人づくり・地域づくりを目指して>	2
III	社会教育についての基本的理解	
1	社会教育とは	3
2	社会教育が生涯学習に占める位置	4
3	社会教育委員とは	5
4	社会教育行政とは	6
5	社会教育主事・社会教育士とは	7
6	社会教育関係団体とは	8
IV	社会教育委員の設置とその職務	
1	社会教育委員の設置・構成	9
2	社会教育委員の職務	9
(1)	地域の社会教育に関する諸計画を立案する	10
(2)	教育委員会の諮問に対して意見を述べる	10
(3)	地域の問題解決などに必要な研究調査を行う	11
(4)	青少年教育に関する助言指導をする	12
V	山梨県社会教育委員連絡協議会の組織及び活動	
1	組織図	13
2	令和元年度～令和3年度の主な活動	14
3	事業紹介	
(1)	通常総会・研修会	15
(2)	山梨県社会教育研究大会	15
(3)	関東甲信越静社会教育研究大会（関ブロ大会）	16
(4)	全国社会教育研究大会（全国大会）	16
VI	資料	
1	市町村における社会教育委員の諮問・答申・建議等	17
2	山梨県社会教育委員の会議 各年度の諮問事項	18
VII	山梨県社会教育委員連絡協議会 会則	19～20
VIII	山梨県社会教育委員に関する条例	21
IX	参考 社会教育法（抜粋）	22～26
X	社会教育委員のページ（記入用）	27～28
	【出典】【参考文献】【改訂履歴】	

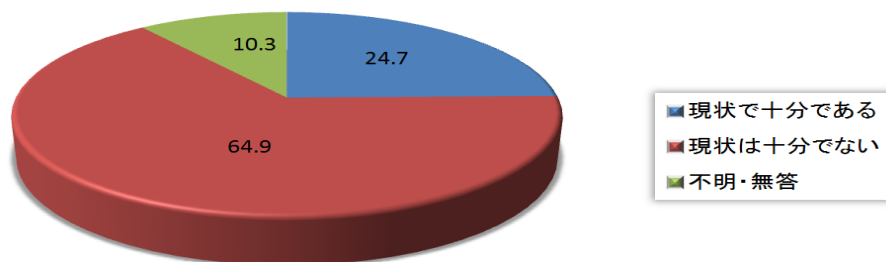
I 社会教育委員の現状



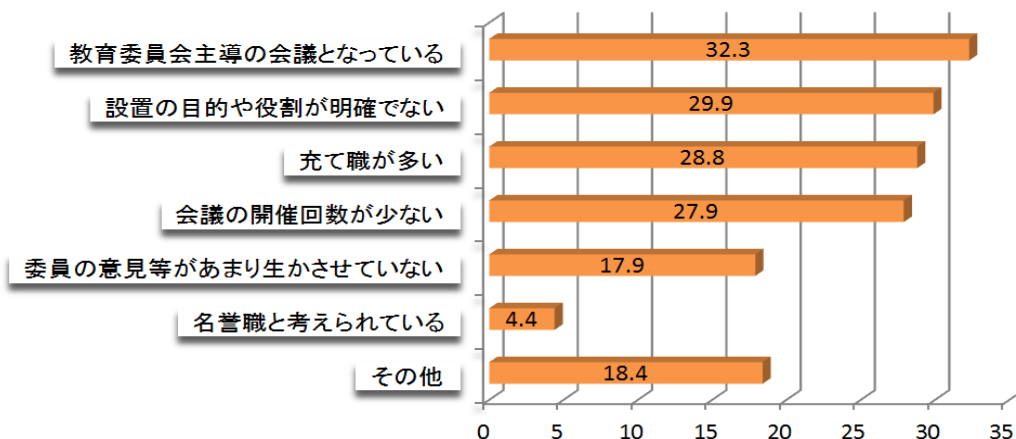
全国社会教育委員連合 が社会教育委員の意識調査を行った結果によると、社会教育委員の約3分の2が、その役割と活動について「現状では十分でない」と回答しています。

その理由からは、「社会教育委員としての役割を果たすため、委嘱の方法、会議の回数、会議の運営、意見の反映の仕方などについて工夫・改善が必要」との意識が読み取れます。

○ 社会教育委員の役割と活動について (n=696人, %)



○ 「現状は十分でない」理由 (複数回答, n=452人, %)



出典「ご存知ですか？ わたしたちのまちの社会教育委員さん！」(文部科学省 一般社団法人 全国社会教育委員連合)

この「手引き」は、地域社会の課題や問題の解決のため、また、社会教育の活性化のため活動されている、社会教育委員等の皆さんに、業務の参考にしていただくよう作成致しました。

社会教育委員だけでなく、各教育委員会担当者の方々や関係者の皆様にとりましても、ご活動の一助となれば幸いです。

全国社会教育委員連合 (略称：社教連)

全国の社会教育委員の資質と職責の向上につとめるとともに、社会教育関係者との連絡・協力体制を確立し、社会教育に関する諸事業を行い、社会教育の振興に寄与することを目的とする一般社団法人です。(13 頁参照)

Ⅱ 社会教育委員の心得 〈人づくり・地域づくりを目指して〉



新たに社会教育委員の任に就かれた方も、社会教育委員の経験が豊富な方も、まずは、人づくり、地域づくりに貢献する社会教育委員となるための、

『心得』をご確認願います。



- 1 地域の実情に詳しく なりましょう
- 2 地域の社会教育施設や社会教育事業を見て、地域の声に耳を傾け しましょう
- 3 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加して みましょう
- 4 研修会に参加して、ネットワークを広げ しましょう
- 5 社会教育委員 同士で情報交換 をしましょう
- 6 他の社会教育委員と協力して、地域の課題と向き合い しましょう
- 7 行政担当者と意思の疎通 を図りましょう

〈社会教育委員に求められる資質〉

社会教育委員は住民と行政を結ぶパイプ役と言われ、さらに近年は社会教育と学校教育の連携や協働、学習支援機関のネットワーク化の推進役あるいはコーディネーターとしての期待が高まっています。

こうした「パイプ役」「ネットワーカー」「コーディネーター」の前提となる「コミュニケーション能力」と「情報発信能力」が社会教育委員にとって不可欠かつ基本的資質といえます。

社会教育委員は個々人の経験、見識や情報、研究実績等が社会教育の振興に寄与し得ると評価されて委嘱されます。したがって、社会教育委員は蓄積されたそれらを活かす機会、交換・交流する機会などを通じて、更なる資質の向上につなげていく姿勢を持つことが肝要です。

「人づくり・地域づくり・つながりづくり」の重要な役割を担う、社会教育委員の皆さんの活躍に期待します！

Ⅲ 社会教育についての基本的理解



1 社会教育とは

教育基本法・社会教育法では、社会教育について、それぞれ次のように定めています。

【教育基本法】（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法】（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

つまり「社会教育」とは**学校や家庭以外**で広く行われる**組織的な教育活動**ということになります。**社会教育**と**学校教育**の違いは、次のようになります。

社会教育

社会状況の変化に応じて柔軟に編成された教育内容を年齢や職業等が様々な人々が中心になって**組織的に営まれる**教育活動



学校教育

児童や生徒、学生等に対して、あらかじめ定められた内容を決まった時間の中で教師が指導する教育活動



教育者と学習者という視点でみると、**社会教育**は学習者に学習の意志がなければ成立しません。**学習者の学習意志が前提**です。

具体的には公民館での学級・講座活動、子育てをする親への家庭教育学級などが社会教育として挙げられます。

学校教育の場合は、**教育者の教育意図**がなければ、教育課程としての教育活動とは言えません。

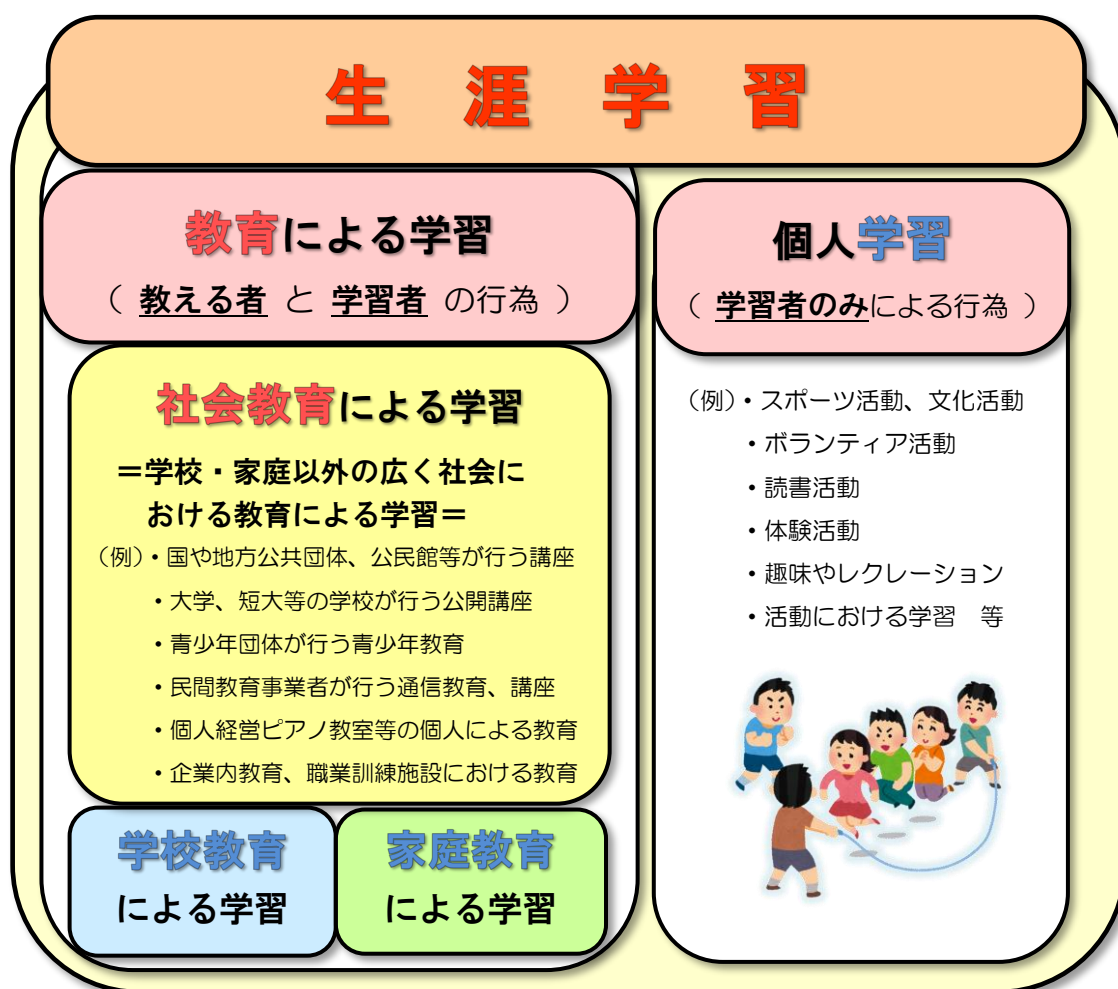
2 社会教育が生涯学習に占める位置

法律という視点から見た社会教育については、**前頁**で触れました。
同様に、法律では生涯学習については次のように定めています。

【教育基本法】（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「生涯学習」は、社会教育、学校教育のほか、組織的に行われ~~ない~~個人的な学習や家庭教育なども含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。これを図で表すと下のようになります。



人が生涯にわたって学び続け、成長し続けることができ、学んだ成果を適切に生かすことのできる理想的な社会、それが**生涯学習社会**です。

その中でも、学習者の学習意思に基づいて組織的に展開される「**社会教育**」は非常に大きな位置を占めています。

3 社会教育委員とは

法律では、社会教育委員について次のように定めています。

【社会教育法】（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員の設置は任意ですが、山梨県では27市町村中20市町村に設置されていて、委員はそれぞれの市町村の条例によって委嘱されます。また、**社会教育委員は非常勤の地方公務員**で、報酬が支払われます。

社会教育委員制度は**住民参画型の行政の仕組み**を表している制度です。委員は地域住民と行政の間にいる立場で「**住民の声を行政に反映するという大切な役割を担っている**」という自覚や責任感をもって仕事をするのが大切です。

また、社会教育委員は**独任制**（一人ひとりが独立した立場で職務を行うことができるということ）で、個人として調査研究を行ったり、教育委員会で意見を述べたりすることができます。

社会教育との関わりをとおして「**自分の住んでいる地域をよくしたいという思い**」を全委員が共有すれば、社会教育委員の活動は実りの多いものになるでしょう。

<近年期待されている社会教育委員のあるべき姿>

社会教育委員は、行政と民間の間であって、社会教育に関する住民の意向を行政や施設の運営に反映させるためのパイプ役を果たしています。

こうした役割を果たすために社会教育委員は、ただ会議に出席して意見を述べるだけでなく、自ら地域の課題や学習ニーズを把握したり、地域を活性化するために行動する、いわゆる「行動する社会教育委員」となることが近年の社会教育委員のあるべき姿として期待されています。



あなたの市町村では、社会教育を通して、どのように「人づくり・地域づくり・つながりづくり」をしていきたいですか？

4 社会教育行政とは

国や地方公共団体が行う社会教育行政とは、財政的援助、施設の設置・管理、講座の開設、資料配付等の事務を行うことをとおして、住民に学習意欲を喚起し、実際に学習に取り組む機会と場を提供し、学習活動全般を奨励することです。

市町村の役割は、住民の社会教育活動を活性化することで、住民相互の関係性が深まるように、また、住みやすい地域づくりに繋がるようにすることです。主な事務として、法律では具体的に次のようなことが挙げられています。

【社会教育法】（市町村の教育委員会の事務）第五条より

○社会教育委員の委嘱に関すること

○公民館の設置・管理

○図書館や博物館、青年の家などの社会教育施設の設置・管理

○講座の開設、学習会や講演会などの開催・奨励

○運動会、競技会、音楽、演劇、美術などの発表会の開催・奨励



また、次のようなことも市町村の行う事務とされています。

○家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設、集会の開催と奨励

○家庭教育に関する情報の提供・奨励

○情報や情報伝達手段を活用するための知識・技能を学ぶ機会を提供するための講座の開設・集会の開催

*児童生徒が放課後や休日に学習や活動を行うための居場所の提供

*青少年に対する社会奉仕体験活動、自然体験活動の機会を提供する事業の実施

*住民の社会教育における学習成果を活用して教育活動を行う機会の提供

なお、*に関して、地域住民その他の関係者が、学校と協働して行うものの機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。とされています。

山梨県放課後子ども総合プラン推進事業 や **地域と学校の連携・協働に関する事業** といった名称をどこかで聞いたことがありますか？

これらは正に社会教育法に則った社会教育行政の1つの姿です。

「放課後子供教室」

放課後等に、学校の空き教室等を利用して、子どもたちの安全、安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民が指導者やボランティアとして参加し、子どもたちとともに多様な体験・交流活動等行う取組



「地域と学校の連携・協働に関する事業」

地域と学校が連携・協働して、子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核として地域全体で教育を推進する体制づくりを推進する取組

5 社会教育主事・社会教育士とは

社会教育主事は、社会教育法に基づいて教育委員会に置くこととされている専門的職員で、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行っています。

社会教育主事になるための資格は、社会教育主事講習修了や社会教育主事養成課程での必要単位取得に加え、一定期間の経験年数が必要です。

法律では、社会教育主事について次のように定めています。

【社会教育法】（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

【社会教育法施行令】（施行期日）

2 社会教育法等の一部を改正する法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村にあつては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める間、社会教育主事を置かないことができる。

三 人口一万未満の町村にあつては、当分の間

期待される役割

- 地域の人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す。
- 地域住民の学習ニーズに応える。
- 学習者の地域社会への参画意欲の喚起。
- 学習者の多様な特性に応じた学習支援。
- 学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくりや地域学校協働活動につなげる。

必要な資質・能力

- コーディネート能力
人と人、組織と組織をつなぐ。
- プレゼンテーション能力
人々の納得を引き出す。
- ファシリテーション能力
人々の力を引き出し、主体的な参画を促す。

社会教育士は、令和2年4月に制度化した称号です。社会教育主事は、教育委員会から発令されなければ、その職務に就くことができません。そのため、これまで社会教育関係者など多くの方々が社会教育主事講習等を受講し、様々な場で活躍してきましたが、「社会教育主事」を名乗ることができませんでした。

そこで、講習や養成課程における学習成果が、教育委員会のみならず企業や、NPO、学校等、広く社会において生かされるよう、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができるようになりました。

現在、地域のつながりの希薄化、閑散とする商店街、子育てや介護や生む孤立、居場所のない子ども・若者、国籍の違いや障害の有無による分断など、私たちを取り巻く地域には様々な課題が山積しています。

そこで、社会教育士には、企業やNPO、行政などの社会教育に携わる多様な主体と連携・協働し、社会教育施設における活動だけでなく、環境や福祉、まちづくり等の様々な分野で、

人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす

ことが期待されています。

6 社会教育関係団体とは

法律では、社会教育関係団体について次のように書いています。

【社会教育法】（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

具体的には、PTAや子どもクラブ、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、婦人会、老人クラブ等です。また、近年は、NPOやボランティア活動団体等も社会教育関係団体の対象となる場合もあります。



市町村によっては、社会教育関係団体として認定や登録をされた団体に、補助金や施設利用の際の料金割引等の支援を行っているところもあり、団体は学習活動の充実を図ることができます。

なお、補助金の交付を受ける場合には、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないことが社会教育法で定められていて、委員の皆さんの意見が反映されます。

山梨県社会教育振興会 と 加盟団体 の紹介

○山梨県社会教育振興会の目的

山梨県内の各種社会教育関係団体相互の連絡提携を図るとともに、地域の教育力を高めるため社会教育の振興に寄与することを目的とする。

○事業内容（令和3年度）

- ・社会教育振興フォーラム 年1回（11月6日）
- ・社会教育関係団体指導者養成研修会 年1回（11月25日）

※山梨県社会教育委員連絡協議会と共催

- ・体験交流事業 5団体5事業実施（8月～12月）



○山梨県社会教育振興会 加盟団体 【社会教育関係 17 団体】

山梨県社会教育委員連絡協議会・山梨県社会教育の会・山梨県国際文化交流会
甲府まじり-事務所・山梨県生涯学習イストラカ-の会・山梨県17市町連絡協議会
山梨県公民館連絡協議会・山梨県PTA協議会・山梨県私立幼稚園PTA連合会
山梨県国公立幼稚園PTA協議会・山梨県女性団体協議会・山梨県連合婦人会
国際女性教育振興会・山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会・日本ボ-イスカウト山梨連盟
山梨県子どもグループワーク研究会・ガ-ルスカウト山梨県連盟

IV 社会教育委員の設置とその職務



1 社会教育委員の設置・構成

前章Ⅲ「3 社会教育委員とは」(5頁)にあるとおり、社会教育委員は任意の設置です。

- 令和3年度は県内20市町村で合計**292人**がその職に就いています。
- 平均すると1市町村あたり約14.6人ですが、その市町村ごとに定員が定められており、20人の自治体があったり、8人の自治体があったりと人数はさまざまです。
- 任期は2年としているところが多いです。
- 5頁のとおり、委員は教育委員会が委嘱しますが、次の**4つの領域**から委嘱することが多いです。また、**公募により選ばれる場合**もあります。

- 学校教育関係者
- 社会教育関係者
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 学識経験者

2 社会教育委員の職務

法律では、社会教育委員の職務について次のように書いています。

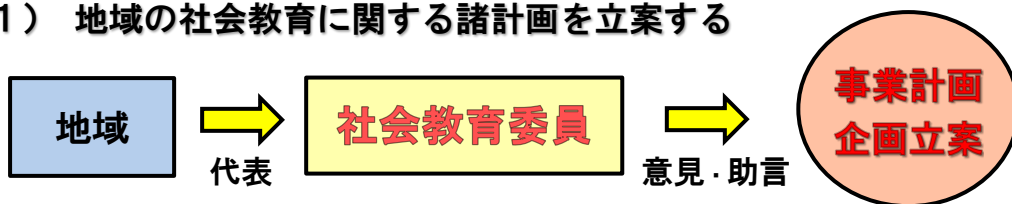
【社会教育法】(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - 三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
 - 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

※ 職務の詳細は次頁以降の(1)～(4)のようになります。

(1) 地域の社会教育に関する諸計画を立案する



平成18年に改正された教育基本法第十七条に、国が教育振興計画を立案し、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と書いてあります。

つまり、学校教育及び社会教育を含めた教育振興のための計画立案が教育委員会の大きな仕事の一つになります。

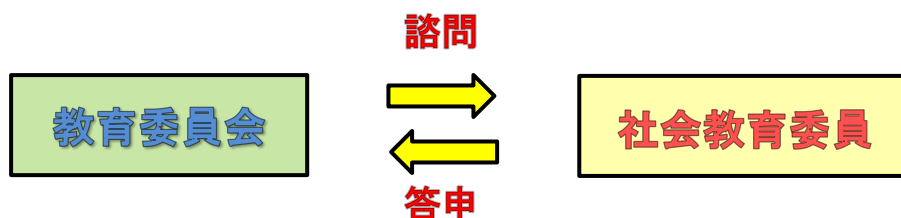
住民の意向や地域の課題を反映させて社会教育に関する年間事業計画や社会教育計画を立案する上で、社会教育委員の役割は大きいと言えます。

また、諮問の有無に関わらず、社会教育委員は**計画立案**に関して積極的に意見を述べることを望ましいでしょう。

(2) 教育委員会の諮問に対して意見を述べる

教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育に関することで意見を聴きたいものについては、社会教育委員の会議に対して、教育委員会が「**諮問**」を行います。

これに対して社会教育委員の会議が開かれ、多様な専門性を有する委員の意見を集約する形でまとめ、「**答申**」という形で意見を述べます。



- 【例】○図書館の機能のあり方
○公民館活動のあり方
○家庭や地域の教育力の向上と学校の連携
○社会教育施設の現状と課題



※ 各市町村の諮問は 17 頁を参照

※ 県の諮問は 18 頁を参照

激しく変化する現代社会の中で、教育の抱える課題や問題は複雑多岐に渡っており、その解決のために、社会教育委員は教育委員会からの諮問がなくても、**自発的に建議や意見書**といった形で意見を述べるのが大切です。また、答申、建議、意見書等の方法とは別に、教育委員会の会議に出席して**社会教育に関して意見を述べる**こともできます。

山梨県社会教育委員の会議では、今期(R2.11.1~R4.10.31)から、教育委員会の諮問によらず、社会教育委員として、より一層主体的に地域と行政をつなげる役割を果たしていくために、**本県における社会教育の課題から、委員が協議事項を設定し、提言として発信すること**としました。

(3) 地域の問題解決などに必要な研究調査を行う

(1)(2)の職務を行うために必要な職務として、社会教育委員は研究調査を行うことができます。研究調査には、いろいろな方法があり、事務局と相談して、会議で審議するために適している方法をとることが大切です。

例えば、市町村における社会教育施設（公民館、図書館など）の利用促進を図るために意見を述べるには、どのような研究調査を行えばよいか、例を挙げてみます。

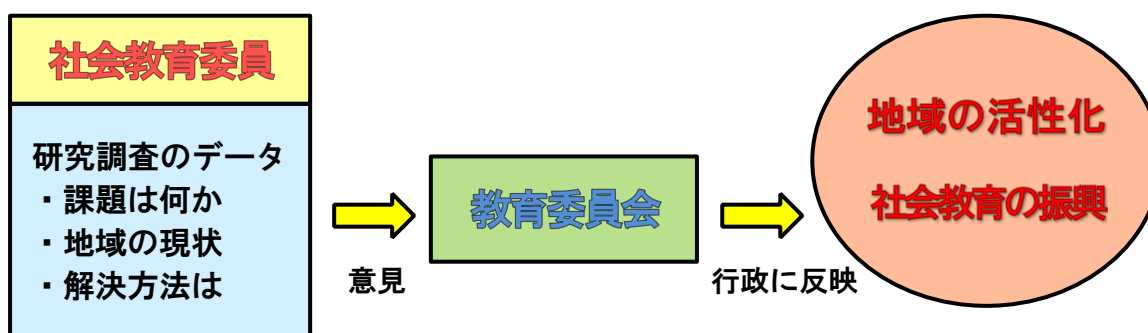
- ①社会教育施設を視察する。
- ②施設の現状について説明を聴く。
(利用者数、利用料収入、主催事業の状況、利用者の声、アンケート等)
- ③望ましい社会教育施設のあり方について職員等の意見を聴く。
- ④社会教育施設についての住民の実態調査や意識調査を行う。

また、視察や意見聴取を行う前には、次のような点を心がけると、より効果的な研究調査となるでしょう。

- あらかじめ施設の概要を調べておく。
- 職員への質問事項を用意しておく。



こうした研究調査によって得られたデータをもとに、課題を洗い出し、その解決方法を探り、意見としてまとめ、教育委員会に伝えることで、社会教育行政に反映されていくことでしょう。



研究調査には予算が必要です。市町村の財政状況は厳しいと思われますが、社会教育委員と県や市町村の担当者が意思疎通を図り、よりよい意見を述べるように研究調査予算の確保が望まれます。

(4) 青少年教育に関する助言指導をする

市町村の社会教育委員は、青少年教育に関する特定事項の指導を市町村教育委員会から委嘱されたとき、社会教育関係団体や社会教育指導者その他関係者に対し指導することができます（**社会教育委員の指導的機能**）。

具体的には、青少年の活動のグループの育成、青少年への指導法の研修、青少年の体験活動指導が挙げられます。

例えば、**地域と学校の連携・協働に関する事業**（6頁参照）の地域コーディネーターとして、地域の実情や地域住民をよく知っている社会教育委員が務めることで、学校と地域の支援団休人材等をスムーズに繋ぐことができるでしょう。

また、地域と学校をコーディネートしながら、自ら青少年に対して直接指導に当たることも可能です。



■社会教育の指導者に求められる新たな役割

近年、いわゆる「ワークショップ」などの参加・体験型の学習方法が注目されるようになる中で、直接的な学習支援に関わる指導者の役割として、ワークショップを進行するファシリテーターへの関心が高まっています。

“facilitate”は、主として「促進する」という意味の単語であり、ファシリテーターは直訳すると「(学習を)促進する人」という意味です。参加・体験型の学習においては、学習者を教え、導く従来型の指導者ではなく、**主体的な学習を側面から援助**し、促進していくようなファシリテーターの働きが重視されます。

ワークショップで用いられる様々な手法は、うまく活用すれば効率的・効果的に参加・体験型の学習を支援できるようになる一方で、こうした手法を使うこと自体がファシリテーターの役割だと誤解されているような状況も散見されます。ファシリテーターにとって、参加・体験型学習で用いられる手法はあくまでも参加を促すための手段に過ぎないのであって、手法を使用すること自体が目的になってしまわないように注意しなくてはなりません。また、参加・体験型の学習方法には、主体的な学習や参加を促しているように見えて、実際には学習者を管理したり、誘導したりするための道具になってしまう危険性もあります。

ファシリテーターは、参加・体験型の学習の有効性と危険性を自覚し、それぞれのプログラムを「何のためにするのか」を意識した上で、その目的に応じた働きかけを行うことを意識しておく必要があります。

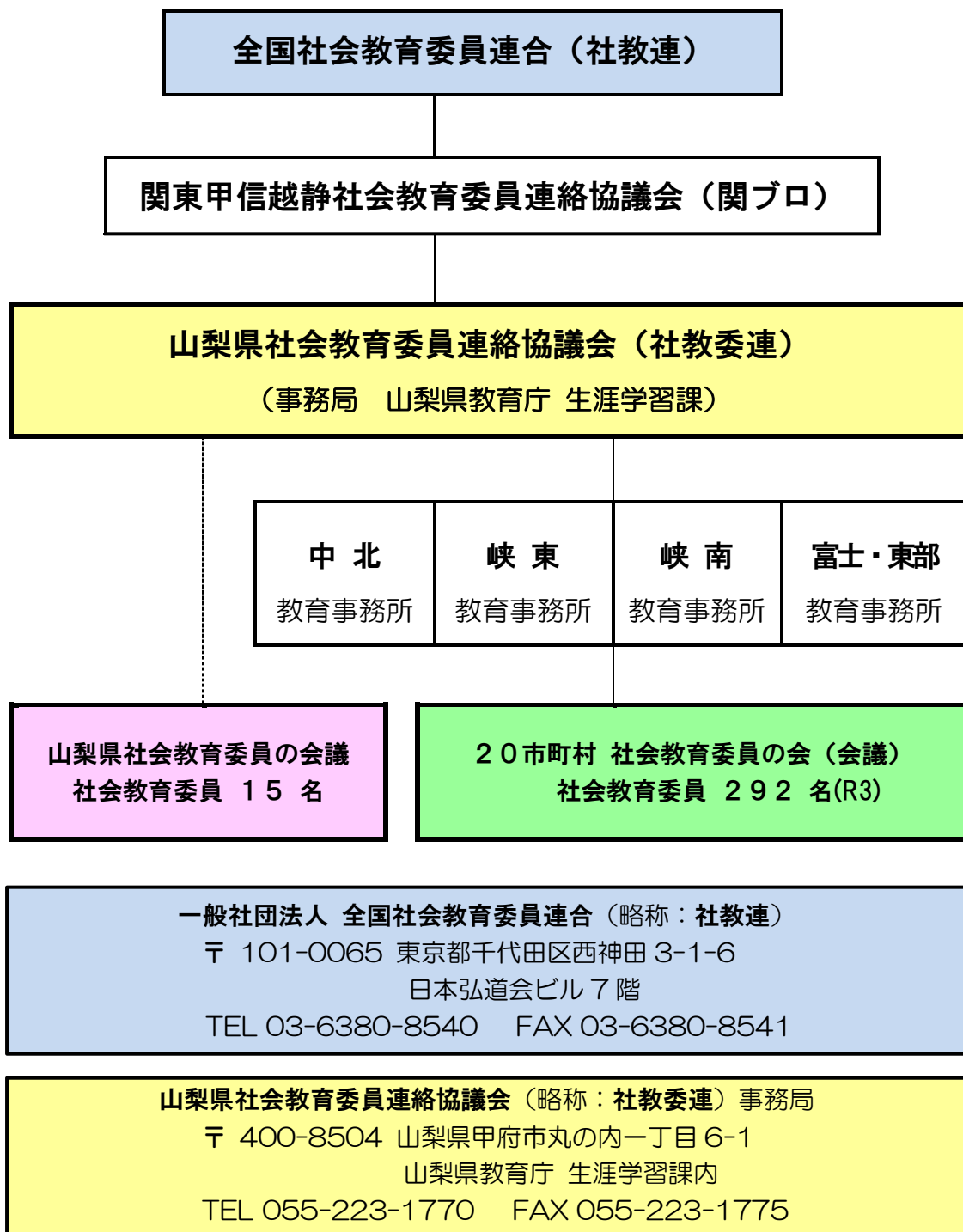
V 山梨県社会教育委員連絡協議会の組織 及び 活動



山梨県社会教育委員連絡協議会は、社会教育委員の職務を全うするために、社会教育委員の協力体制を確立し、社会教育の振興発展に寄与することを目的とする社会教育関係団体です。

委員の皆さんに研修会や広報紙などを提供して、委員の皆さんの職務遂行をサポートします。

1 組織図



2 近年（令和元年度～令和3年度）の主な活動

(1) 令和3年度 山梨県社会教育委員連絡協議会 関連

月	山梨県社会教育委員 連絡協議会 (社教委連)	全国社会教育委員 連合 (社教連)	関東甲信越静社会教 育委員連絡協議会 (関プロ)
5		第1回理事会・総会(書 面開催)	第1回理事会(書面開催)
6	第1回理事会 通常総会(書面開催)		
8		社教情報 No.85発行	
10	第2回理事会	全国社会教育研究大会 石川大会(県内のみ会場 参加+オンライン参加) 第2回理事会・総会(中止)	
11	山梨県社会教育研究大会	第3回理事会・総会(書 面開催)	関東甲信越静社会教育 研究大会 東京大会(県内 のみ会場参加+動画配信)
2		社教情報 No.86発行	
3	第3回理事会	第4回理事会・総会(オ ンライン開催)	第2回理事会(書面開催)

(2) 山梨県社会教育委員の会議

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度
5	第3回会議 事例発表Ⅰ	第7回会議(中止) 提言書の構成・内容	第3回会議 本県の社会教育の課題把握 協議事項について意見交換
6		編集委員会 提言書の最終案の検討	
7	第4回会議 事例発表Ⅱ	第8回会議 最終検討、情報・意見の交流	第4回会議 本県の社会教育の課題把握 協議事項の決定
10		提言書(答申)提出	
11	第5回会議 事例発表Ⅲ	委嘱式・第1回会議	第5回会議 アンケート調査結果 協議事項に係るグループ討議
2	編集委員会 提言書の構成・内容の構 想	第2回会議 本県の社会教育の課題把握 協議事項について意見交換	編集委員会 提言の構想 提言書の構成・内容の検討
3	第6回会議(中止) 提言書の構成・内容		第6回会議 提言の構想、提言書の構成・ 内容に係るグループ討議

3 事業紹介

(1) 通常総会・研修会

毎年6月に総会を開催し、前年度の事業報告及び会計報告、今年度の事業計画案及び予算案、また当該年度の役員選出について提案をして、会員の皆さんに審議してもらいます。

また、総会終了後に研修会として講演会を開催しています。ここ数年「社会教育とは」や「社会教育委員の役割とは」といったテーマを設け、新しく委員になられた方々には、その職務やその活動について考える、そして、既に委員活動を行っている方々には、これまでの活動を振り返り、今後の活動につなげる機会としています。

しかし、令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催としました。

【過去の講演テーマと講師】(R2・R3 は書面開催のため研修会は中止)

令和元年度 演題「社会教育の新たな可能性の試み」～おばさん社会教育委員奮闘記～
長野県社会教育委員会 会長 小池 玲子 氏

平成30年度 演題「社会教育委員に今必要とされること」
全国社会教育委員連合前副会長 坂本 登 氏

平成29年度 演題「社会教育委員に求められる役割とは」
文教大学准教授 青山 鉄兵 氏

＊講師の職名は講演当時のもの

(2) 山梨県社会教育研究大会

毎年11月頃に山梨県社会教育研究大会を開催し、県内の社会教育委員をはじめ、社会教育関係者や社会教育行政職員が一堂に会し、各地域における社会教育活動の状況や研究の成果を発表し合い、社会教育・生涯学習の観点に立って、社会教育をとりまく今日的課題の解決を目指して研究討議を行っています。

平成26年度よりテーマを「人づくり・地域づくりと社会教育」として、山梨県社会教育振興会(P7)と共催して行っています。

内容は、①基調講演、②事例発表(市町村社会教育委員より1事例、山梨県社会教育振興会加盟団体より1事例)、③質疑応答・協議、④指導助言とまとめ、です。

【過去の講師と発表市町村・社会教育関係団体】

令和3年度

○基調講演 演題「山梨における社会教育のこれから
～ つくられる「人」と「つながり」と「地域」の関係 ～」
都留文科大学准教授 富永 貴公 氏

□事例発表1 「新たな郷土の誇りをフレームに！世界遺産のふるさと富士河口湖
～写真をとおして郷土の魅力を再発見～」(富士河口湖町)
富士河口湖町教育委員会生涯学習課文化財係長 杉本 悠樹 氏

□事例発表2 「会活動報告(国際交流を中心に)」(山梨県国際文化交流会)
山梨県国際文化交流会 会長 佐藤 進 氏
山梨県国際文化交流会 事務局長 清水 真澄 氏

令和2年度

- 基調講演 演題「人と地域をつなぐ社会教育に向けて」
文教大学准教授 青山 鉄兵 氏
- 事例発表1 「南アルプス市社会教育委員の取組」(南アルプス市)
南アルプス市社会教育委員の会議 議長 依田 忠彦 氏
南アルプス市教育委員会生涯学習課担当リーダー 名取 秀記 氏
- 事例発表2 「地域社会を共に生きる～何か私たちにできること～」(社会教育関係団体)
国際女性教育振興会支部長 齊藤 豊子 氏
国際女性教育振興会幹事 林 徳子 氏

(3) 関東甲信越静社会教育研究大会(関ブロ大会)

毎年11月頃開催される関ブロ大会は、関東甲信越静地区の各都県市区町村の社会教育委員が一堂に会して、社会教育や社会教育委員の活動などについて、講演やシンポジウム、事例発表をとおして協議したり、情報交換をしたりすることができる貴重な機会となっています。

開催地は1年ごとに変わります。また、参加するには参加費(大会資料代等)が必要となります。

※(一社)全国社会教育委員連合の全国大会や関ブロ大会等に関する情報については、各市町村教育委員会の担当者にお問い合わせください。

【過去の開催地と大会スローガン・研究主題】

令和3年度 東京大会(府中市)

「明日に向け 学びの輪を広げよう!!」

～ 地域の魅力 グローバル社会で再発見 ～

令和2年度 新潟大会(長岡市)・・・県外からの参加は中止。Web公開のみ。

未来につなぐ「米百俵」～フェニックスの地で始まるこれからの社会教育～

「新しい社会教育をデザインする」～つなぎ はぐくみ 響き合う 生涯学習社会の実現～

令和元年度 埼玉大会(川越市)

「今、時代が変わる 人が変わる そして社会が変わる!」

～ さあ動き出せ“学び”の先へ ～

(4) 全国社会教育研究大会(全国大会)

毎年10月頃開催される全国大会は、全国の各都道府県市区町村の社会教育委員が一堂に会して、社会教育や社会教育委員の活動などについて、講演やシンポジウム、事例発表をとおして協議したり、情報交換をしたりすることができる貴重な機会となっています。

関東甲信越静地区では4年に1度開催されます。

【過去の開催地と大会スローガン・研究主題】

令和3年度 石川大会(小松市)

「今こそ攻めの社会教育を!」 いよっ社会教育委員!

令和2年度 新潟県(長岡市)・・・上記関ブロ大会と同じ。

VI 資料



1 市町村における社会教育委員の諮問・答申・建議等（H16～）

市町村名	諮問時期	答申、建議時期	諮問、答申、建議等の内容
早川町	H16年5月17日	H16年6月9日	社会教育計画
	H17年5月16日	H17年6月23日	
	H18年5月9日	H18年5月16日	
	H19年5月12日	H19年5月30日	
大月市	H16年7月16日	H16年11月12日	大月市生涯学習推進計画を推進するための方策について
	H19年6月6日	H19年10月6日	第46回大月市生涯学習推進大会運営方法について 平成20年成人式典運営方法について
	H28年2月2日	H28年11月1日	大月市公共施設等総合管理計画策定に係る社会教育施設整備方針について
韮崎市	H16年6月	H18年3月	家庭教育支援の方策について 「こども館」の設置について
	R3年2月	R4年3月 予定	韮崎市における文化芸術活動の推進について
都留市	H17年5月17日	H18年3月2日	(仮称)都留市民文化芸術振興条例(案)を制定することについて これからの家庭教育や地域教育のあり方はどうあるべきか 社会教育施設の利用料金の適正化について
	R2年8月7日	R2年9月23日	「都留市生涯学習推進計画(素案)」について
身延町	H17年6月23日 H18年6月23日	H17年6月23日 H18年6月23日	生涯学習・三愛運動大会及び生涯学習フェスティバルの今後のあり方について
甲斐市	H18年7月	H20年3月31日	甲斐市生涯学習大綱
		H23年12月20日	地域・家庭が連携した子ども達の育成について
	R2年9月3日	R3年1月25日	青少年活動の活性化におけるジュニアリーダーの確保・育成のあり方について
市川三郷町	H18年4月1日 H19年1月18日	H20年3月 H20年3月17日	変化する社会情勢の中で、家庭や地域での教育力を高める方策について
	H22年8月24日	H24年3月29日	地域の教育力の連携について
	H28年6月8日		家庭教育力の向上について
		H30年3月30日	家庭教育支援の充実について
	H30年12月18日	R2年3月31日	町の人口減少における子どもクラブ・育成会を通じた社会教育のあり方について
	R2年9月15日	R4年3月31日 予定	本町の文化振興・スポーツ振興に係る底辺拡大のあり方について
南アルプス市	H18年4月1日 H19年1月18日	H18年	地域生涯学習推進のための公民館活動のあり方について 地域生涯学習推進のための市中央公民館、地区分館、地区公民館等、既存の施設の位置づけと人的体制について 公民館活動を進める上で、社会教育委員、公民館運営審議会委員の役割について
	H29年6月14日	H29年10月4日	社会教育施設の使用料及び利用料金等について
	R1年6月19日	R2年1月17日	南アルプス市における公民館のあり方について
北杜市	H18年4月7日	H19年3月20日	「新たな北杜市の生涯学習の展開について」 生涯学習に対する市民の意識調査等を行い、市民の学習に対するニーズを把握した上での北杜市の生涯学習の展開について
	H25年4月18日	H25年9月26日	北杜市社会教育施設の見直しについて
	H25年4月18日	H27年3月26日	北杜市の公民館のあり方について
	R3年8月10日	R4 予定	(仮称)北杜市生涯学習推進計画の立案について
忍野村	H17年5月27日 H18年4月3日	H17年5月27日 H18年4月3日	生涯学習講座の開催について、各講座内容を審議し開講するか否かを決定
甲州市	H19年3月13日	H20年2月27日	次の事項について、社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項第2号の規定により諮問 「甲州市における、地域づくり・人づくりの拠点となる公民館(地区公民館・自治公民館)のより良いあり方」について
	H27年7月30日	H28年2月10日	わだつみ平和文庫の活用について
	R1年7月26日	R2年3月23日	甲州市の成人式のあり方
	R2年7月17日	R3年11月5日	甲州市勝沼少年ジャンボリーのあり方について
笛吹市		H23年2月23日	社会教育計画を策定する
	H23年12月1日	H24年3月22日	第1次笛吹市社会教育計画の策定
		H27年3月	(改訂版)第1次笛吹市社会教育計画の策定
	H26年5月1日	H27年3月6日	笛吹市社会教育施設の使用料について
	H30年3月19日	H30年9月28日	笛吹市社会教育施設使用料の見直しについて
甲府市	H22年7月1日	H24年6月30日	甲府市総合市民会館並びに公民館等の管理運営のあり方について ～指定管理者制度導入の是非について～
		H24年7月2日～ H25年2月26日	「甲府市生涯学習ビジョン」策定について
		H27年6月23日～ H28年2月16日	施設(総合市民会館)の運営について
	H30年7月9日	R2年3月9日	甲府市民会館・甲府市総合市民会館・甲府市立図書館の機能強化と連携について 甲府市民会館を拠点とした地域づくり創造について
富士川町	H23年6月24日	H23年12月26日	社会教育関係団体に関する補助金の交付について
山梨市	H25年12月9日	H27年2月18日	幅広い年齢層の地区公民館利用を促すために必要な取組について
	H27年8月26日	H29年2月7日	地域教育力の向上に寄与する人材の育成と活用について

2 山梨県社会教育員の会議 各年度の諮問事項及び協議事項

年度	諮問事項
S42	社会教育施設の充実方策
43	青少年教育の振興方策
44	市町村における社会教育関係職員の整備充実策
45	成人教育の方向と諸施策
46	社会教育における社会教育の推進方策
47～48	社会教育における視聴覚教育の在り方と推進方策について
49～50	余暇の増大に対処する社会教育の推進方策について
51～52	乳幼児期における家庭教育をどうすすめればよいか
53～54	在学青少年に対する社会教育の具体的施策について
55～56	地域文化を高め生涯学習を広めるための具体的方策について
57～58	高齢化社会に対応する本県の望ましい社会教育の在り方について
59～60	地域住民の生涯学習に対応する公民館並びに社会教育施設等の活動のあり方と連携方策について
61～63	生涯学習を促進する総合的かつ効果的な情報提供のあり方について
H元年～2	生涯学習社会における家庭教育のあり方について
3～4	青少年学校外活動の充実方策について — 学校5日制にかかわって —
6～7	生涯学習時代における県及び市町村図書館のあり方について
8～10	生涯学習社会における社会教育の振興について — 青少年教育の振興方策について —
10～12	家庭教育の支援のあり方について
12～14	社会教育の振興方策について
14～16	住民参画型社会教育の推進 ～ 行政と民間とのパートナーシップについて ～
16～18	変化する社会における家庭や地域の教育力の向上を図る方策について
18～20	社会参加・参画を促進する社会教育行政のあり方について ～ 学習機会の充実と学習成果の活用 ～
20～22	「地域の教育力」の向上について ～ 学校・家庭・地域住民それぞれの役割と連携から ～
22～24	「新しい公共」の形成に資する社会教育のあり方 ～ 住民主体・住民参画を重視した社会教育活動への支援について ～
24～26	絆づくりと活力あるコミュニティ形成に向けた社会教育のあり方 ～ 絆 ～ 人と人とのつながりを大切に
26～28	社会が人を育み、人が社会をつくる「やまなし」好循環づくり ～ 人口減少社会を踏まえ、県民が主体的に社会参画できる社会教育のあり方 ～
28～30	地域社会を担う人材の育成を進める社会教育のあり方 ～ 地域の課題に向き合う持続可能な地域社会づくりをめざして ～
30～R2	「つながり」を基盤として地域の活力を醸成する社会教育のあり方 ～ 多様な人々が関わり合う、包摂的社会づくりをめざして ～
	協議事項
R2～	新たな「つながり」で可能性が広がる新しい時代の社会教育のあり方 ～ 多様な主体との連携・協働による地域ネットワークを生かして ～

Ⅶ 山梨県社会教育委員連絡協議会 会則



第1条 本会は、山梨県社会教育委員連絡協議会といい、事務局を山梨県教育庁生涯学習課内におく。

第2条 本会は、社会教育委員の職務を全うするために、社会教育委員の協力体制を確立し、社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画の立案について情報を交換する。
- 二 社会教育振興のため必要な調査研究を行う。
- 三 社会教育振興のため社会教育大会を開催する。
- 四 社会教育委員功労者を表彰する。
- 五 その他この会の目的を達成に必要な事業を行う。

第4条 本会は、山梨県および市町村の社会教育委員の会ならびに地区連絡協議会をもって組織する。

第5条 本会の経費は、会費、負担金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 理事（第8条の2による） 監事2名

第8条 会長、副会長は理事の互選とする。

- 2 理事は、各市町村・地区連絡協議会から推薦された代表者（各市町村1名、甲府市2名、地区連絡協議会2名）をもってあてる。
- 3 監事は総会において選出する。
- 4 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、事業の執行をはかる。
- 4 監事は、会計の監査にあたる。

第11条 本会に代議員をおく。

- 2 代議員は、各市町村ごとに推薦された2名の代表をもってあてる。
- 3 代議員は、総会を構成し、重要事項を審議決定する。

第12条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

第13条 本会の会議は、総会および理事会とし、それぞれ会長が招集する。

- 2 会議の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項ならびに会議の日時および場所を記載した書面により通知するものとする。
- 3 会議の議事は、出席する代議員または理事の3分の2をもって決する。

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めるとき開会し、次の事項を決議または承認する。

- 一 事業報告および事業計画の承認
- 二 予算の議決および決算の承認
- 三 役員承認
- 四 会則の改廃
- 五 その他特に重要な事項

第15条 理事会は、必要の都度開会し、この会則に規定してあるもののほか、次の事項を審議または決定する。

- 一 総会に提出すべき案件
- 二 その他本会の運営執行に関する事項

第16条 本会の職員は、会長が委嘱する。

付 則

この会則は、昭和39年2月27日から実施する。

- | | |
|------|------------|
| 一部改正 | 平成19年6月8日 |
| 一部改正 | 平成25年6月14日 |
| 一部改正 | 平成26年6月12日 |
| 一部改正 | 平成27年9月17日 |
| 一部改正 | 令和2年7月31日 |

Ⅷ 山梨県社会教育委員に関する条例



○昭和二十四年十月三十一日

山梨県条例第五十四号

山梨県社会教育委員に関する条例を次のように公布する。

山梨県社会教育委員に関する条例

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定により、社会教育委員を置く。

(平二六条例三九・一部改正)

(委嘱の基準)

第二条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(平二六条例三九・追加)

(定数)

第三条 社会教育委員の定数は、十五人とする。

(平二六条例三九・旧第二条線下・一部改正)

(任期)

第四条 社会教育委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(昭三二条例二九・全改、平二六条例三九・旧第三条線下)

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

(昭四〇条例七・旧第六条線下、平二六条例三九・旧第四条線下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和二七年条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の施行から適用する。

附 則（昭和三二年条例第二九号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に在任する委員の任期は、第三条の規定にかかわらず昭和三十四年六月三十日までとする。

附 則（昭和三四年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年八月一日から適用する。

附 則（昭和三五年条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

附 則（昭和四〇年条例第七号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第三九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

Ⅹ 参考 社会教育法（抜粋）



第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関する事。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関する事。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項十三号から十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関する事。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関する事。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

X 社会教育委員のページ（記入用）



1 社会教育委員の任期 〔 〕年度 ～ 〔 〕年度

2 社会教育委員の人数

学校教育関係者	社会教育関係者	家庭教育関係者	学識経験者	その他	合 計
名 ()	名 ()	名 ()	名 ()	名 ()	名 ()

※ () は公募委員の人数

3 社会教育委員の会議のテーマ

テ ャ マ

4 教育委員会からの諮問

諮 問 事 項

5 社会教育主事または社会教育委員の担当者

所 属 (役 職)	氏 名

6 あなたを委嘱した方

所 属 (役 職)	氏 名

7 今年度の社会教育委員の会議の開催回数

定例会	編集委員会・小委員会	自主的な勉強会等
回	回	回

8 年間予定

月	市 町 村	社教委連・関プロ・全国大会
4		
5		社教委連 第1回理事会 第1回関プロ実行委員会
6		社教委連 通常総会
7		第2回関プロ実行委員会
8		
9		社教委連 第2回理事会 第3回関プロ実行委員会
10		第1回関プロ業務担当者会 全国社会教育研究大会広島大会 26日(水)～28日(金)
11		第2回関プロ業務担当者会 関東甲信越静社会教育研究大会山梨 大会 10日(木)～11日(金) (兼：山梨県社会教育研究大会)
12		
1		
2		
3		社教委連 第3回理事会 第4回関プロ実行委員会

【出典】

○社会教育委員の手引き ～行動する社会教育委員を目指して～ 別冊
(平成 24 年 8 月 第 31 期 新潟県社会教育委員の会議)

○ご存知ですか？ わたしたちのまちの社会教育委員さん！
～官民協働の先駆けとしての社会教育委員を目指して～
(文部科学省 一般社団法人 全国社会教育委員連合) (平成 26 年 3 月)

【参考文献】

○社会教育の明日を拓く 社教情報
(一般社団法人 全国社会教育委員連合)

○社会教育委員のための Q&A — 関係法規から読み解く — 改訂版
(一般社団法人 全国社会教育委員連合) (平成 26 年 8 月 28 日発行)

○社会教育委員活動のハンドブック
(神奈川県社会教育委員連絡協議会) (平成 28 年 3 月発行)

○二訂 生涯学習概論ハンドブック
(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター) (平成 31 年 1 月 第 2 版発行)

【改訂履歴】

版数	発行日	改訂履歴
第 1 版	平成 27 年 4 月 1 日	初版発行
第 2 版	平成 28 年 4 月 1 日	山梨県社会教育委員連絡協議会会則一部改正 平成 27 年度データに更新
第 3 版	平成 29 年 4 月 1 日	事業紹介を追加 社会教育委員のページ (記入用) を追加 平成 28 年度データに更新
第 4 版	平成 30 年 4 月 1 日	社会教育法改正内容を追加 平成 29 年度データに更新
第 5 版	平成 31 年 4 月 1 日	平成 30 年度データに更新
第 6 版	令和 2 年 4 月 1 日	令和元年度データに更新
第 7 版	令和 3 年 4 月 1 日	令和 2 年度データに更新 「社会教育委員に求められる資質(P2)」「近 年期待されている社会教育委員のあるべき姿 (P5)」「社会教育の指導者に求められる新た な役割(P11)」を追加
第 8 版	令和 4 年 4 月 1 日	令和 3 年度データに更新 「社会教育主事・社会教育士 (P7)」追加 協議事項の設定についての行を追加 (P10)

社会教育委員の手引き

～人づくり・地域づくりを目指して～

令和4年4月

改訂 第8版

編集 山梨県教育庁 生涯学習課

発行者 山梨県教育委員会

〒400-8504

山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1

TEL 055-223-1770